

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
1	R7.10.2	市政懇談会	花北	地域振興部	地域づくり課	人口減少における行政区の再編を含む制度の考え方と区長の役割について	<p>花北地区に限らず、市の中心部は、構造的に人口、特に若者・子どもが少なくなり、必然的に高齢化も進んでいる。市から行政区長に国勢調査員の確保依頼があつてもなかなか、なり手を見つけることができず、また次の民生委員、児童委員のなり手になる人材も確保できるかどうか不透明、という状況である。現在の行政区の区域のままでには、特に市の中心部においては、慣例的に行われてきた市からの行政区に対する人材確保の依頼にはすでに応じられない状態になっている。</p> <p>そこで、このまま市の中心部の人口減少が進むと、行政区が市から期待される役割を果たせなくなる時期がくることを危惧しているが、市では区長や各種委員を選出できない場合の対応をどのように考えているか。</p> <p>また、人口減少に対して市では今後の行政区制度をどのように考えのか(制度の継続の是非・行政区の再編など)</p> <p>なお、花北地区は、自治会と行政区は別々の組織であるという考え方であり、行政区長は、自治会の組織ではない。区長の仕事の一つである広報などの配布物については、自治会の組織である各地区的班長が行政区長と協力して仕事をしているという現状である。</p>	<p>【地域振興部長】 少子高齢化、人口減少は全国的な問題であり、本市においては、総人口は、平成12年の107,814人をピークに減少し、令和7年3月末現在で、89,185人という状況であり、今後も減少が続くことが予想される。 若者や子どもの減少と高齢化が進み、地域の活動を先導し支える人材の確保が困難となっている状況などについては、ほかの地区からも伺っており、市として、地域コミュニティの活動や行政区の運営において大きな課題であると認識している。 今回のテーマにも取り上げられている、市が委嘱する委員等の推薦依頼については、行政区長、民生委員児童委員、統計調査員などがあり、人選には大変なご苦労をお掛けしているところである。 令和2年度に市が区長の皆様を対象に実施したアンケート調査において、最も負担を感じていることとして挙げられた項目でもあった。この結果については、庁内で共有したうえで、市から依頼する委員等について担当部署で見直しを行い、令和4年度から保健推進委員については、定員数の削減などを実施したが、それ以外については、地域からの選任が必要であること、国や県からの制度的な割り当てであることなどから、具体的な見直しには至っていない状況である。 そのような状況にあり、早期に結論を得ることが難しい課題と捉えているが、行政区長やコミュニティ会議、自治会を含む地域への負担となっているものについて、少しでもその軽減を図るため、まずは今年度、行政区長を通じて地域へ依頼している推薦依頼について、担当部署に対し、その内容の重要性や必要性など詳細の確認をしたうえで、あらためて、推薦・選出の方法の見直し、定数の削減や推薦選出いただく地域(範囲)の再編、拡大等の対応についての可能性について協議し、研究をすることとしている。 例えば、ひとつの行政区から定数2名を選出するところを、3つの行政区から2名の選出をすると、複数の行政区が共同して選出する仕組などについて出来るかどうかなども検討のひとつになるものと考えている。 また、そもそも推薦依頼の廃止、推薦人数の減少、制度自体の見直しなどのスリム化を図ることも必要だと考えている。 公的団体から依頼されているものについても、組織の状況を把握しつつ地域の実情をお伝えするとともに、前述同様に委員等の定数緩和などができるいか担当事務局等へ相談をしてまいりたいと考えている。 行政区長の役割について、花巻市行政区設置規則第5条に区長の職務として、市民への各種伝達に関する事、文書、広報その他の印刷物の配布に関する事、各種調査等の取りまとめに関する事、公衆衛生に関する指導及び協力に関する事、道路、河川等の保護協力に関する事、区民から市への連絡及び要望に関する事、その他市長において必要と認められることと規定している。 このほかにも実態として、区長の皆様には、市からお願いしている広報誌などの文書配布のほかに、学校や各種団体からのさまざまなお願いがされていることは承知しており、区長の皆様には、市と地域住民のパイプ役として、ご尽力いただいているところである。 また、令和4年度の花北地区での市政懇談会において、区長制度の廃止についてご意見をいただいたことがあったが、この内容について区長会とも相談しながら検討を行った経緯がある。検討の場は主に区長会役員会での協議であったが、「自分たちのところは、これまで区長と自治会があることで円滑に運営することができた。区長と自治会長を兼務した方が効率的と言うのであれば、その行政区はそのようにすればいいと思うが、そういう行政区ばかりではない。」という意見もあり、こうしたことも踏まえ、市として現時点においては区長制度の廃止はすべきではないとの結論に至ったということがあった。 市・行政区双方にとって区長の職務は重要なものであることから、現時点では今後も引き続き区長を委嘱していく考えに変わりはないところである。 行政区は、現在223設置しており、花巻市行政区設置規則第2条第2項別表によりその区域と名称が定められている。 今日に至るまで様々な歴史的、文化的な背景によって成立してきたものと考えていることから、行政区の統合や再編については、地域の長い歴史や住民感情を踏まえ、統合や再編に伴うメリット・デメリットを考慮し、その地域の方々がどのように考え、話し合い、合意ができるかということが最も重要であると考えている。 将来的には、行政区割の再編(統合、分割含む)は十分にあり得ることと考えており、行政区として構成する住民が明らかに不足していると判断される場合については、地域の皆さんと十分な対話をにより合意形成を計りながら、対応してまいりたいと考えている。</p> <p>【市長】 花北地区のお話を聞くと、区長は自治会から離れた別の組織のように感じられる。地区によっては自治会と行政区が同じところもあるので、区長の役割がよく分からないという話はあまり出てこない。 花北地区では、現状として行政区長との役割が市との関係のみということだと思うが、自治会長が行政区長と兼務になると地域のリーダーとしての役割がはっきりしていくので、もしそういう方法が、その地区において良いことであれば、構わないと考えている。東和地区は実際そうであるし、地域のリーダーとしての立場がはっきりするので、具合が悪いかといふと必ずしもそうでもない。市の仕事をする場合も、様々な事をむしろ頼みやすいということはあるかもしれない。 ただ、花巻地区では、自治会長と行政区長は別な役割であるため、一方がいなくなってしまうと、市として困ることになる。 行政区長のいろんな役割、例えば民生委員児童委員の推薦、統計調査員などそういう部分については、直接指名するという方法もあるかもしれないが、行政区長は市との交流の役割が多いので、地区的責任者として、行政区長と市が話し合うことによって皆さんに伝えていただくという役割は市にとって大事であると考える。 北上市が行政区長制度をやめて連絡員のような形にしたが、行政区長と連絡員、つまりリーダー的かそうではないのかで立場が全然違う。やはりリーダー的な方が話すことによって、話し合いもうまくいくところがあるので、市として行政区長は必要だと思っている。実際、自治会長とは別の地域のリーダーとして行政区長の役割を果たしていただいているので、行政区長がなくていいとは思えないが、自治会等との関係を踏まえたうえで話し合っていくべきと考える。</p>
2	R7.10.2	市政懇談会	花北	地域振興部	地域づくり課	区長の職務と自治会との関連について	行政区長の役割について2点お話をしたい。 1点目は、花巻市行政区設置規則第5条に区長の職務が規定されているが、施行日が平成18年1月1日となっている。北上市では、令和2年地方公務員法改正の機会を捉えて、行政区長制度を廃止し、個人に有償ボランティアとして委嘱をしたと認識している。花巻市の規則は、平成18年施行以降改正をしていないが、令和2年の地方公務員法改正の際に、行政区長の立場や職権について検討をしなかったのか伺う。花巻市では、行政区長は地域のリーダーとして、あくまで地方公務員の非常勤という認識なのかもしれないが、あくまで個人の有償ボランティアとしての区長であれば、この規則にそのまま当てはめるのはいかがなものか。 2点目は、行政区長の職務の中で委員の推薦があるが、人口減少などに伴い、特に民生委員などは適切な方を区長個人で選出するのは難しいため、自治会の協力をいたぎながらやっている現状である。	<p>【地域振興部長】 1点目について、花巻市行政区設置規則について、規則は基本的な考え方を定めているものであるため、平成18年以降、特に改正の必要性はなかったと認識している。 ただし、例えば区長の職務については、新たな業務が加わっているものがあると思うが、その部分については「その他市長において必要と認めること」に基づいてお願いしているところであるが、そぐわない部分があるとすれば、区長会役員会において相談をしてまいりたいと考えている。</p> <p>【市長】 令和2年の地方公務員法の改正により、会計年度任用職員制度などがしっかり定まった。北上市のように、区長を有償ボランティアで実施するのも一つの考え方だと思う。しかし、花巻市では、実際は区長に市の仕事を依頼しており、それはしっかりとこなった。市がお願いして仕事をしていただいている方々がボランティアだということはぴんとこない。それで当時の担当部署に議論をしてもらい、市の特別職公務員に近いという位置づけであれば筋が通ることということで、ボランティアという位置づけではなくしっかりとした立場として現在の形(私人委嘱)になったという経緯がある。 そのうえで、地域で出来ることが少なくなってきたいふことも間違いない。定年が65歳になって、地域のことを出来る人は66歳以上の方となって、若い人も少ないとなると出来なくなってきたいふのも事実だと思う。そういう事実があるとはい、必要な仕事であるからやっていただきなければならない。本当に必要な仕事だけをお願いしたいと考えたとき、区長の業務は残るがほかの仕事、例えば委員の推薦については、行政区を統合する、あるいは、行政区同士で事案ごとに2つの区から1人を選任するなどを進めていく必要で話し合いをしていかなければならない。それでもどうしても難しいときには諦めなければならないこともあると考えている。國や上の組織が難色を示すかもしれないが出来ないものは出来ないという時期にきていると感じている。今後はより一層、難しくなるので、市としては将来の事も見据えた話し合いを皆さんにはお願いしたい。</p>

■令和7年度市政懇談会記録(10月開催分)

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
3	R7.10.2	市政懇談会	花北	建設部	道路課	後川の氾濫に対する対策について	9月18日に大雨警報が発令された際に後川があふれそうになった。また、花北コーポが床下浸水となった。後川については、昨年以前から土木施設要望を出しているが、その進捗について教えていただきたい。例えば、逆流防止のチェックバルブの取り付けや、排水ポンプの導入をするなど何か市として対策を考えているのであれば教えていただきたい。	【市長】 後川については、市でも対策を講じなければならないことは認識している。排水ポンプ有効性も含めての導入が可能かどうかについて、道路課に説明してもらうので要望していただきたい。 【対応 道路課】 道路課から、令和年10月3日に質問者に対し、次のとおり説明済であるもの。 花巻市では、近年の異常気象に伴う冠水被害を軽減するため、後川の河川浚渫を毎年実施しており、令和6年度においては、市管理区間の下流域である、岩手県管理部分においても、岩手県で河川浚渫を実施しており、今後も、岩手県と連携しながら後川の維持管理に努めていく。 また、令和7年度からは、現状の事象に対する対策案について、現地調査により、排水ポンプの設置等のほか、どのような対策が有効か検討・設計を進めている。
4	R7.10.2	市政懇談会	花北	健康こども部	地域医療対策課	総合花巻病院の経営状況について	日付は不明だが岩手日報に、総合花巻病院の体制がおかしいという投稿があったと記憶している。総合花巻病院に対して、市では相当額の支援をしていたが、その後、経営はどのように改善されたのか。	総合花巻病院の立て直しについては、去年の3月の段階で金融機関が6億円債務減免して、市が5億円の補助金を出して、ようやく債務超過(資産より負債の方が多い状態)を免れたことで、公益財団法人の解散に至らなかった。公益財団法人は、2年連続で貸借対照表上の純資産が300万円未満となった場合は、法律により自動的に法人を解散しなくてはいけないが、現在は公益社団法人に組織替えし、そういう心配はなくなり少し安心している。 しかし、現状として、県立病院のみならず、人件費や医薬品費、光熱費などの高騰も大きな要因として、国立大学附属病院、公立病院、日本赤十字社、済生会など公立民間を問わず赤字の病院が増えているところであります。市では全国市長会などを通じて、2年ごとの診療報酬の改定について、改定期を待たずに必要な見直しを行うなどの柔軟な対応と公立民間を問わず病院に対する支援を充実するように要望しているところである。 その上で、法人の存続に関しては資金繰りが重要であり、総合花巻病院においては昨年3月の市からの5億円の補助もあり、当面の運営資金に支障はないところである。 いずれ、病院の存続のためには、長期的に見た場合、収入を増やし、資金繰りを改善し、金融機関からの借入金の返済資金を確保する必要があり、そのためには医師体制を強化して、患者等の受け入れを増加できる体制にすることが重要と考えている。 総合花巻病院の医師体制については、徐々に医師確保の成果も見られ、本年4月に内科の医師1名、さらに7月に内科の医師1名、呼吸器科の医師1名の合計3名の内科の医師が新たに常勤医師として加わったが、残念ながら呼吸器科の医師については、一身上の都合により退職されたと伺っている。さらに、来年1月には消化器内科医師1名の確保が決まったところであります。 市では、令和7年度から総合花巻病院を対象として、医師確保支援事業を立ち上げ、総合花巻病院に1年以上勤務する条件で就職した常勤医師に対して、就職された際の一時金、お子さんの保育料、賃貸住宅の家賃、奨学金返還金、帰省の際の交通費の支援を、総合花巻病院に対しては、医師の研修費、医師確保のため医師紹介事業者に対して支払う紹介手数料の支援金を交付し、常勤医師確保を支援しているところであり、総合花巻病院の更なる常勤医師確保に協力する所存である。 こうした総合花巻病院の経営改善の進捗状況については、法人が毎月開催するモニタリング会議において財務状況や経営指標などの報告を受け、金融機関や市から意見等を申し上げている。 市としては、引き続きモニタリング会議や随時法人と情報共有しながら必要とする支援を検討し、地域医療の維持・確保をしていく考えである。
5	R7.10.2	市政懇談会	花北	財務部 建設部 商工観光部	財政課 都市政策課 商工劳政課	花北地区に広い都市公園を設置することについて	花北地区内には愛宕町の公園があるが、広域公園のような大きい遊具や広い敷地で子ども達が遊べる公園はない。今後、花北地区に広域公園のような都市公園を設置する考えはないか。	花巻市では、令和6年度の決算で収入が約630億円だが支出が600億円程であった。収入のうち市税が115億円ほどしかない状況である。 基準財政需要額といって、人口、面積、学校数、児童数、高齢者数などの自治体規模から換算して、自治体を運営するに当たり標準的にこのくらい必要と見込まれる額があるが、市税だけで不足する場合、国の制度で交付税を受けることができる。花巻市では、基準財政需要額(必要と見込まれる額)がおよそ250億円という試算になり、市税が115億円なので130億円程度の赤字となるため、その部分を交付税で賄っている。(基準財政需要額258億円-基準財政収入額121億円=普通交付税額137億円) また、花巻市は国が定める基準以上の公園があるため、公園の整備には国から補助がないことから、新しく都市公園を作ることは考えていないが、愛宕町公園をはじめ、既存の都市公園の維持管理を継続して行っていく。 ただし、産業団地を整備する場合は、都市計画法上の定めにより一定面積以上の公園緑地を開発区域内に整備する必要があるため、現在、整備を進めている花南産業団地には、今後、遊具や東屋、トイレ等を備えた公園を整備する予定である。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
6	R7.10.6	市政懇談会	矢沢	消防本部	総務課	消防団員の確保について	<p>令和2年3月に花巻市消防団組織等再編計画が策定された。現在は令和6年度から10年度までの第2次計画期間となっており、4分団においても、本年12月から8部と9部が統合する予定で、協議が進められている。この統合の背景には団員の減少のほか、変則勤務による訓練や有事の際の出動機会の減少、新規入団希望者の著しい減少等が理由である。</p> <p>現在、花巻市消防団の定員は1,850人となっており、定員に対しての実人数は1,543人で充足率は83%となっている。4分団については定員177人に対して実人数は140人で充足率は79%となっている。</p> <p>4分団には13部の部があるが、そのうち定員を満たしているのは、2つの部であり、様々な理由から新規の団員は毎年数名程度となり、部長経験者は退団せず、再度団員に降格したり、あるいは退団後、新規団員や機能別団員として再入団して、可能な限り定員を満たせるよう各部が努力している状況である。</p> <p>近年の災害の激甚化や大船渡の林野火災等からみると、消防団の役割は多岐にわたりその必要性も増してきている。市民の期待も高まり、近年では自主防災組織等と連携した避難誘導訓練にも取り組んでおり、花巻市の防災を考える上で欠かすことができない、唯一無二の団体である。しかし時代の変化からか、なり手不足が顕著となり、必要性とは逆行するような状況である。</p> <p>令和2年5月に再編計画について当時の矢沢地区の区長の皆様に報告し承諾をいただいた経緯がある。それから5年が経過した今、4分団でも統合を検討する部が見られるようになつたり、担い手不足はさらに進んでいる。</p> <p>本日はこの問題を共有するとともに、さらに消防団と各地域が連携し、持続可能な専門機関としていかに発展していくか問題提起をさせていただいた。</p>	<p>消防団員の確保や今後の消防活動については、少子高齢化、過疎化のほか、被用者の増加や若者の地域社会に対する帰属意識の希薄化などにより、現在の消防団員数を確保していくことは難しい状況にあると認識している。</p> <p>本市においては、令和2年3月、消防団により策定した「花巻市消防団組織等再編計画」に基づき、広域的な視点から必要な団員数の確保や効率的な団員の配置、さらには、消防屯所や消防車両においても、再編による有効性や実効性について、消防団幹部で構成する「花巻市消防団組織等見直し委員会」により定期に検討されている状況である。</p> <p>本計画の推進により、令和5年4月、湯本地域の「第3分団の第1部と第2部」が統合したほか、今年の12月に、東十二丁目地域の「第4分団の第8部と第9部」が地域の合意を得て統合予定と伺っている。</p> <p>統合した部からは、「出動できる団員が増えた」、「装備品が補填できた」、「部の士気が上がった」などの意見があった。</p> <p>今後においては、新入団員の確保に向けた広報活動の強化を図っていくとともに、地域住民や関係者の理解と協力を得ながら再編を支援してまいりたいと考えている。</p>
7	R7.10.6	市政懇談会	矢沢	消防本部	総務課	消防団員の確保について	<p>少子高齢化など様々な環境の変化もあり、団員の確保が難くなっている。</p> <p>消防団としても今後の活動のあり方について教えてほしい。</p> <p>例えば、消防操法競技会など様々な活動があり、家庭の時間がとれないといった意見も出ている。今後の消防団としての活動の方向性をもう少しお話いただきたい。</p>	<p>団員の確保ということで、様々な手段で広報活動をしている。</p> <p>また、消防の活動を理解してもらえるような消防フェスティバルの開催を11月9日に計画している。昨年、矢沢小学校の生徒を対象とした授業を実施し、大変好評をいただいており、今年は笹間第一小学校でも実施した。10月9日には矢沢小学校で防災授業を実施する予定である。</p> <p>消防操法競技会が非常に負担であり、練習の時間が取れないという理由により、入団を断る事例もあると伺っている。</p> <p>来年、花巻市においても消防操法競技会を企画している。先日行った消防団本部会議において、これまで花巻、石鳥谷、東和、大迫の各地域で大会を行っていたが、廃止し大会を1本とするところになった。各地域から出場する部数の制限は設けず、出場の機会を確保しつつ、負担に感じている部分については軽減できるよう検討している段階である。</p> <p>お話を聞いたところ、消防団に時間が割けないというご意見があり、この点についても消防団本部会議で取り上げているところであり、行事時間の短縮等改善をしていきたいと考えている。</p>
8	R7.10.6	市政懇談会	矢沢	消防本部	総務課	消防団員の確保について	<p>実人数が足りないということで、今後もますます拍車がかかると思う。</p> <p>広報活動やイベント等での程度改善できるのか、先行きは暗いと思う。</p> <p>昔は農家が多く、自由になる時間が多かつたが、今の若い人達は会社で働いている。職場から出勤しなければならない場合、職場の理解が得られないと難しい。市役所職員も、消防団に入っていた。</p> <p>消防署や市から、会社に働きかけるなど、抜本的な取り組みが必要だと考える。</p>	<p>【消防長】 消防団員で農家の方は非常に少なく、9割近くの団員が被用者である。消防団の活動を職場に理解していただくことは必要であると考える。2~3年前に消防団長と一緒に消防団協力事業所を訪問した経緯がある。そのような活動を強化していかたいと思っている。 現在市職員の中で、50人弱が団員として活動している。強制はできないが、理解を求めるようにしていきたいと思っている。</p> <p>【市長】 人員確保の問題は、消防団にとどまらない。 今日、交通指導隊の方がお見えになり、人員確保に苦労しているというお話を聞いた。 民生委員児童委員や保健推進委員も、人員確保に苦労している。 消防団の定員も減らしたが、いざという時に出動して地域を守るために、具体的に何が必要で何人が必要なのか、現場の声を聞きながら考えていく段階に来ているのではないかと思う。</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
9	R7.10.6	市政懇談会	矢沢	消防本部	総務課	消防団員の確保について	昔に比べて地域との関係が希薄になったと感じる。個人情報の関係で、誰がどこに住み、何の仕事をしているかわからないため、地域に若い方がいるかわからない。ある程度の情報が無ければ勧誘ができない。また、飲み会の場でコミュニケーションを取りながら団員を確保してきた。 地域の方々が消防団に興味が持てるようになれば企画するなどコミュニケーションをとる機会を増やしていくことが必要だと感じる。	当日コメントなし
10	R7.10.6	市政懇談会	矢沢	消防本部	総務課	消防団員の確保について	先日、幹部会議があり、操法訓練のときの出動手当について話があり、選手は手当が出るが、サポートの方々は出でていない状況である。以前は、各部に出動手当が支拂はれており、各部で使えていたが、今は個人個人の通帳に入金されるようになっている。せっかく協力していただいているので、少し検討していただきたい。	【消防長】 国の消防団員の手当や報酬の取り扱いが非常に厳しくなっている。消防団員個人に支給すべき手当を勝手に使用したなど事件があったことから、花巻市では個人に支給している状況であり、以前のように各部で分配することができなくなっている。 操法訓練は選手だけではなく、サポートしていただき練習していることは認識しているので、財政担当と相談しながら検討していただきたい。 【市長】 消防操法競技会に出場するチームが減れば、その分財源は出てくる。 支給できるよう対応してほしい。
11	R7.10.6	市政懇談会	矢沢	建設部	建築住宅課	空き家対策について	私の地域にも20件ほど空き家がある。これは一人暮らしの方が高齢になり、施設に入所されたり、亡くなられたり、また転居して空き家になったものである。 空き家は基本的に持ち主が庭等の敷地も含め適切に管理することが当然であると思うが、管理されず放置されたままだと、安全、景観、環境面など問題が生じてくる。 子どもや身内の方、関係者が管理していただければよいと思うが、近くにいないなど難しいケースがあるように思う。私も、空き家の草木が伸び動物が入り入りしており、何とかならないかという相談を受けたことがある。近くに関係者がいたため、私からお話を聞いて対応していただいた。空き家の他にも空き工場もあり、そちらも草木や動物の出入りがあったため、看板に記載された管理会社に電話をして対応を依頼した。 今後、人口減少が進み空き家が増えていくことが想定される。市として、空き家問題の捉え方、空き家対策等のご説明を伺う。	令和7年3月31日時点において、市で把握している空き家の件数は1,166件となっており、そのうち矢沢地区では76件となっている。この件数は、平成24年度に各行政区長から寄せられた情報を基に調査を行ってきたもので、このほかにも潜在的な空き家はあるものと考えている。 空き家の管理については、原則的には、所有者等が周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、適切な管理を行わなければならぬこととなっている。市においても、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、「花巻市空家等対策計画」を策定し、空き家の適切な管理の促進に取り組んでいる。具体的な取り組みの内容としては、毎年、空き家の所有者等が自ら適切に管理しなければならないことを認識していただくため、固定資産税の納税通知書を送付する際に、所有者等の責務に関するリーフレットを同封し、空き家問題についての注意喚起をしている。また、空き家の敷地から隣地や道路などに草木が越境していたり、空き家にハチが営巣している又は動物が棲みついているなどの通報があった場合は、職員が現地を確認した上で、所有者等に対し適切な管理を促す文書を送付しており、その際には、空き家バンクへの登録や草刈り等の管理代行サービスを行っている花巻市シルバー人材センターのチラシ、害虫・害獣駆除事業者の一覧などを添付し、所有者等が自ら対応していただく方法を周知している。 空き家の所有者等が抱える問題などについては、岩手県司法書士会、岩手県宅地建物取引業協会、岩手県土地家屋調査士会、岩手県建築士会花巻支部の各種専門団体と連携し、問題解決に向けた相談窓口を設けている。また、例年8月には空家等無料相談会を開催しており、今年も8月8日から9日の2日間にわたり花巻市文化会館を会場として開催し、17組から相談があった。 空き家の解体等を自ら行う所有者等に対する支援については、保安上危険な状態となっている空き家の解体に要する費用の一部を補助する「花巻市老朽危険住宅除却費補助金」や、空き家を解体した上で同一敷地に住宅や店舗などを新築する場合に、空き家の解体に要する費用の一部を補助する「花巻市空家等解体活用事業補助金」を設けている。 空き家の所有者等による適切な管理が行われず、そのまま放置すれば著しく保安上危険な状態又は衛生上有害な状態となるおそれのある空き家などについては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、特定空家等に認定し、改善が見られない場合は、行政代執行などの法的措置をとることとなるが、個人の財産に巨額の市税を投資すること、その費用回収が見込まれないことがほとんどであるため、特定空家等の認定については慎重に対応する必要があるものと考えている。本市における事例としては、上町地内の個人所有ビルが倒壊などのおそれがあるため、特定空家等に認定したものの、所有者の経済的理由により改善措置が講じられなかったことから、市が行政代執行で建物を解体した上で、跡地の差押えを行い、公売に付しているが、解体に要した費用の大部分が回収を見込めない状況となっている。 令和5年12月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」の中では、適切な管理がなされておらずそのまま放置すれば特定空家等になるおそれのある空家等を管理不全空家等と位置付け、特定空家等になる前の段階から所有者等に対して指導や勧告がなされることはなっており、勧告を受けた管理不全空家等の敷地は、地方税法の規定に基づき、固定資産税の住宅用地特例が適用されないこととなる。このことを受け、市では、令和8年度からの次期「花巻市空家等対策計画」に盛り込むため、管理不全空家等の認定に関する判断基準の作成などの準備を進めている状況である。 なお、市では、空き家の発生予防対策として、国土交通省が日本司法書士会連合会及び全国空き家対策推進協議会と共同で編集発行した「住まいのエンディングノート」を市のホームページからも閲覧できるようにしているので、当地区にお住まいの方々に広く周知をしていただくなど、空き家の発生予防への協力をお願いする。
12	R7.10.6	市政懇談会	矢沢	建設部 農林部	建築住宅課 農村林務課	空き家対策について	空き家の木を伐採したときの補助金はあるか。	【建築住宅課長】 空き家の木を伐採することへの補助金はない。所有者の方に対応していただくことで、木の伐採や空き家の点検や見回りサービスを行っているシルバー人材センターの情報をお伝えしている。 【建設部長】 基本的に個人の土地にある木は、市が切ることができない。空き家の施策に対する補助金はないが、有害鳥獣からの被害を防ぐということで、実がなる木の伐採に対して農村林務課で補助の制度がある。 【農村林務課確認】 クマをはじめとする有害鳥獣の被害防止対策として、有害鳥獣を引き寄せる原因となりうる不要な果樹を除去するため、柿の木と栗の木の伐採経費に対して、伐採を委託する場合の補助率は2分の1、ただし1本当たりの上限は150,000円、果樹の所有者自身が伐採する場合の補助率は1本当たり2,000円で、補助額総額の上限なしとして助成を行っている。

■令和7年度市政懇談会記録(10月開催分)

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
13	R7.10.6	市政懇談会	矢沢	建設部	建築住宅課	空き家対策について	私の地域では40件ほどが空き家になっている。あるところでは、建物の権利を放棄して市が管理しているという話があった。その空き家には草木が生い茂り、ハクビシンも住んでいる状態である。 権利放棄したものについては、どのような対応になるか。	相続放棄した土地に関しても、市で空き家を管理していることはない。 所有者の方が亡くなられたり、権利を持っている方が全員権利を放棄したような空き家を何件か把握しているが、基本的には何もできない状況である。 仮にその空き家が倒れてきて危険な状況である場合は、特定空家等に認定して市で行政代執行することになると思う。 先ほど部長が申し上げたとおり、令和5年度に空き家の法改正があり、相続放棄した空き家について相続財産清算制度というものができ、これまで利害関係人しか裁判所に申し立てができなかつたが、市町村の方でも裁判所に申し立てすることができ、裁判所で相続財産の清算人を選任するような仕組みとなっている。 危険な空き家に関しては、法的な措置をとり対応していくこととなり、普段の管理をしてほしいということであれば、所有者不明建物管理制度というものを受けて裁判所に申し立てをして対策をとることが可能となった。 お話をあつた空き家について、後で詳しく教えていただきたい。
14	R7.10.6	市政懇談会	矢沢	教育部	教育企画課	矢沢地区義務教育学校整備事業の進捗状況について		矢沢地区に予定している市の重要な計画であるため、本日時間を頂戴し説明させていただく。 矢沢地区には小中一貫教育の義務教育学校を設立することで、矢沢小・中学校の職員やPTA、地域の方々で組織する設立委員会を組織し、設立に向けて準備を進めているところである。その推進については随時、学校設立委員会だよりの発行により、お知らせしているところである。 この学校の整備方針としては、現在の中学校を長寿命化し、不足分は新增築するということで、9月15日に発行した学校設立委員会だより第7号でお知らせした内容のうち、開校までのスケジュールについて報告をする。 矢沢地区義務教育学校の整備に向けて令和6年9月から令和7年7月までの期間で基本設計を実施した。学校の計画配置図や校舎、屋内運動場の間取りの他、工事のスケジュールについて見直しも検討してきた。 基本設計の中で示されたスケジュールとしては、増築する校舎の屋内運動場の建設工事は令和10年3月までの完成が見込まれており、1年生から6年生が入る既存の中学校の校舎の長寿命化改良工事については、増築棟が完成し、中学生が引っ越しした後でなければ工事を開始することができないために、令和10年9月までの完成となっている。 校舎の増築は令和10年1月、屋内運動場は令和10年2月、グラウンドは令和10年3月の工事完了見込みとなっており、ここまででは令和10年度初めまでに完了の予定となっている。既存の校舎の長寿命化工事は令和10年9月の完了見込みとなっている。 教育委員会では、この工事完了見込みのスケジュールを踏まえて、小学校からの移転時期や学校運営、それから学校教育等の様々な面から義務教育学校の開校時期を検討した。1年生から6年生が令和10年度の途中で新校舎に移る場合であっても、義務教育学校の開校は可能であると考え、学校の先生方には、校舎の移動等でご苦労をおかけすることもあるとは思うが、矢沢地区義務教育学校の開校については、当初予定していた通り、令和10年4月としたいと考え、開校当初は旧矢沢小学校との施設分離型として、令和10年度の3学期からは、施設一体型の義務教育学校として本格始動する予定としている。 増築校舎は、令和10年1月に工事が完了するため、中学生はその後に移動して、令和9年度の3学期から増築校舎に入ることができる。今年中学1年生の生徒にも少しでも新しい校舎で学校生活を送っていただき、新しい屋内運動場で卒業式を迎えていただきたいと考え、年度途中での移動は大変なこともあるとは思うが、このようなスケジュールにしたいということで考えたところである。 既存の矢沢中学校校舎の長寿命化改良工事は、中学生が増築棟に移動しないでできないということから、令和9年度の3学期から本格的に工事を開始し、令和10年度の2学期までに工事を終了する予定としている。 令和10年4月に義務教育学校を開校するものの矢沢小学校の校舎を使用している小学生は既存校舎の長寿命化改良工事が終了した後、令和10年度の冬休み中に移動し、3学期から新しい校舎での生活となり、本格的に施設一体型の義務教育学校をスタートさせるということで考えている。 なお、矢沢小学校の校舎や、屋内運動場については、令和11年度に解体することを考えているところである。 今後、施設整備の他、開校に向けての学校運営に関する検討も進めていき、これらの動きについては、地域の皆様に随時、学校設立委員会だよりを通してお知らせしてまいりたい。
15	R7.10.6	市政懇談会	矢沢	教育部	教育企画課	矢沢地区義務教育学校整備事業の進捗状況について	いつから工事が着工するか。資材等の高騰により、入札不調となる可能性もあるため、早めに着手し余裕を持った工期にしたほうがよいと思う。	入札が順調にいく前提ではあるが、令和8年9月から増築工事を開始する予定である。
16	R7.10.6	市政懇談会	矢沢	教育部	教育企画課	矢沢地区義務教育学校整備事業の進捗状況について	学童クラブの場所はどのあたりになるのか。	学童クラブについては、まだ設計等に入っていないが、グラウンド脇に建設を予定している。 今後設計等に係る予算を措置し、この義務教育学校の開設と併せて整備を進め、令和10年度の3学期に完成ということで計画している。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
17	R7.10.20	市政懇談会	好地	市民生活部	生活環境課	太陽光発電設備について	石鳥谷のシンボル的な戸塚森の南側傾斜地に大規模太陽光発電設備が造られたが、発電設備設置場所の山林開発にはどのような開発規制や設置基準があるのか伺う。また、太陽光発電のソーラーパネルは多くの一般住宅にも普及が進み利用されており、好地振興センターでもソーラーパネルを設置し発電して活用している。 問題としては、住宅地周辺地域に造られた野立ての太陽光発電設備で、例えば、太陽光パネルからの反射光や反射熱が周囲の環境に影響が及ぶことや、設置者の管理不足により発電所の敷地内の雑草が伸び放題となり、害虫の発生やタヌキやヘビなどの動物の住処となってしまい景観の悪化も懸念されている。 さらに、太陽光パネルの存在で周辺地域の環境が変わり、新たな住宅の建設が手控えられる可能性もあるので、問題解決のために、住宅地においては野立ての太陽光発電設備の設置に対して規制できないか伺う。	太陽光発電を含む再生可能エネルギーは、東日本大震災による福島第一原子力発電所事故をきっかけに、エネルギーの安定的供給や地球温暖化対策の観点から再生可能エネルギーの重要性が認識され、自然エネルギーを活用した電力供給を増やすため、経済産業省が固定価格買取制度を導入し推進しているもの。令和7年2月に策定された第7次エネルギー基本計画においても、環境省も地球温暖化対策計画において、最大限活用するという対策を示している。 再エネ事業自体について許可・不許可をするような法律ではなく、関係法令を順守すれば規制はできない。順守すべき内容や、許可・届出等の手続きは関係法令ごとの法目的に応じて定められており、関係機関も事業用地の属性や事業規模によって異なっている。なお、国の再エネ交付金を受ける場合には、経済産業省が定める事業計画策定ガイドラインや説明会及び事前周知措置実施ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドラインに則って計画を策定し、同省の認定を受ける必要がある。 一般的な山林開発に關係する法令としては森林法や自然保護法、岩手県自然環境保全条例などがある。森林法施行令では1ha(太陽光発電設備の設置はR5.4月からは0.5ha)超える面積の森林を開発しようとするときは県知事の許可を受けることとされており、戸塚森の太陽光発電による開発については当該基準を超えることから当該法律に則り事業者が県へ手続きを行い、県の許可が下りている。なお、県の林地開発許可制度実施要綱において「市町村長と公害の防止等を内容とする協定を締結すること」とされていることから事業者と市が協定を締結したほか、戸塚地区的土地所有者などからなる戸塚太陽光公害対策委員会が、地元住民からの要望により事業者と別途協定を締結しているが、県が開発許可の中で付した条件では、両協定を遵守することとされている。協定の内容としては、水質汚濁や反射光、騒音・振動などに起因する公害について関係法令の規定により必要な防止措置を事業者が講じることや、残地森林の保全などが盛り込まれている。 加えて土壤汚染対策法で3,000m ² 以上の土地の形質変更を行う場合は市へ届出が必要であり、これに該当することから市に事業者から届出がなされている。 なお、法令ではないが、環境省は「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」において、立地場所や周辺環境の条件に応じた設計段階の環境配慮のポイントを示しており、この中には反射光に関する項目もあることから、参考として事業を進めることになる。 太陽光発電導入に当たっては、再生可能エネルギーの普及を進めるため、2012年に国が固定価格買取制度を創設して以来導入が急速に進み、それに伴い、一部地域では災害、環境等に関する様々な問題が顕在化していることから、国においても令和4年度に「再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会」で対応を検討し、これを受け太陽光発電に係る林地開発許可は2023年4月に許可が必要となる事業の基準について「1haを超えるもの」から「0.5haを超えるもの」へ引き下げが行われている。 太陽光発電の設置を規制する場合、事業の起業そのものを制限することに繋がることに加え、財産権の観点からも土地を再生可能エネルギー発電事業に活用することが制限されることになるとともに、当該土地所有者等の権利を過度に制限するものとなる恐れがあり、難しいと考えられるが、市では再生可能エネルギー事業と地域の共生に関する条例の制定を検討した経緯がある。しかし、国においても再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方について検討をしており、国によって法整備など何らかの規制がなされる可能性があったことから、国や県の動向を注視するため制定を見送っており、現状としては条例案の見直しも踏まえ、環境の専門家の意見も伺ながら他自治体の事例などの情報収集を行っているところである。今般、本年9月24日に政府が発足した地域との共生に向けた対応を検討する関係各省連絡会議では、設置を抑制するための対応を検討する方針とのことで、国において規制強化を含めた協議がなされる見通しあることから、今後も情報収集に努めていくとともに、事業者から相談を受ける都度、崩落が予想される急傾斜地のような生命に危険が及ぶ地域や、保護すべき自然があるエリアなどについては、導入に当たって適正な配慮がなされるように促していく。
18	R7.10.20	市政懇談会	好地	市民生活部	生活環境課	太陽光発電設備について	石鳥谷17区の住宅地に太陽光発電設備があるが、住宅用土地の売買の話が出たときに接道する道路幅員が狭いために買い手がつかず、太陽光パネルが設置された。 その後市道改良工事により幅員4mの道路となり、現在は住宅が建設されているが、太陽光パネルがあるため買い手がつかないでいる場所もある。 太陽光パネルを管理している方は近隣の方ではない。草刈も年に1回だけ設備の周りを刈るだけで、道路付近は実施せず、また集草もない。 住宅地への太陽光パネルの設置について条例で制限できないものか。	国では東日本大震災を踏まえ、電源確保の観点から再生可能エネルギーの普及を促進するという姿勢であったが、それによって生じる無秩序な開発に対する法整備等が不十分な状況であることは認識している。 全国的には、独自の条例で規制している都道府県や市町村もあるが、財産権を侵害してしまうのではないかという懸念があり国でもなかなか踏み込めない状況である。そのうえで敢えて、条例制定している場合もあるので、そういう状況を注視している。国では、これまでの設置を促進するという姿勢から、規制を強めていく姿勢に変わるのはないかという情報もある。 経済産業省では太陽光発電についての交付金制度があり、交付のための認定を受けた事業のリストも公開されている。好地地区では10件ほど掲載されているが、認定を受けずに設置している事業者もある。認定を受けるにあたり、経済産業省のガイドラインに沿う必要がある。 草刈などの地域貢献を約束して設置している場合もある。どこまで市で踏み込めるかが課題だが、現在、情報収集している状況である。
19	R7.10.20	市政懇談会	好地	市民生活部 農林部	生活環境課 農政課	太陽光発電設備について	財産権があるので規制が難しいという話はわかるが、住宅地の周辺や、農地転用の許可を取っていると思うが農業振興地域の規制があるところにも、太陽光発電の設置が見受けられる。 まだ計画段階で事業認可となっていないが、圃場整備事業が計画されているところにも、太陽光発電設置されているというところもある。そうなるとその事業に影響しかねない。 太陽光発電自体は重要なことだと思うが、今はチラシなどで太陽光発電の設置の勧誘もあり、農家を辞めたいと考えている人が太陽光発電を設置するというような傾向があるようだ。市で条例を一時考えたこともあるということだが、設置していいところと、好ましくないところを市で指導できないだろうかと思っているが難しいものか。	【市民生活部長】 農地に太陽光発電を設置する場合、市から指導ができないかというご意見だが、農地転用等の指導はできるが設置自体は指導できない状況である。 全国の条例を制定している都道府県や市町村では、崩落が予想される急傾斜地や、自然保護が必要な地域は抑制とし、設置する面積があまりにも大きい場合には禁止するとしている事例がある。市でも検討した経緯があるが、先行事例を参考に考えていくことになる。 国でも、設置を抑制するための検討をする方針であることから、国の動向を見つつ、市でも考え方をまとめていきたいと思う。 【八重樫副市長】 住宅地隣接の場所にソーラーパネルが設置されている事案については、石鳥谷だけではなく、全国的にある。国においても様々な地域の課題について把握し、規制の方向づけについても検討している。一度条例化についても検討した経緯はあるが、国の動きも見ながら考えていくといふと思う。 市の農業委員会事務局に提出された農地転用の許可申請の中には、ソーラーパネルを設置したいというものもある。農業振興地域内の農用地区域内農地の場合、原則転用は不許可となる。農用地区域外の農地を別の農業以外に使う場合は転用許可の申請が必要で、それを認める手続きをするため、どこにどのソーラーパネルが設置されているか市でも把握している。 そういう中で、宮農しながら並行して太陽光発電を行うという仕組みもあり、ソーラーパネルを建てて、パネルの下部に何か作物をつけるというのもあるようで、再生可能エネルギーを確保するため業者も色々考えているのだろうと思う。 先ほど好地地区の圃場整備の計画があるお話を聞いたが、まだ準備段階である。将来、圃場整備がされるということをご理解いただいた上で、整備されるまで時間がかかると思うので、その間に地域でも農家の方と話題を共有しながら考えていなければいいと思う。 草が伸びて困っているということについては、地権者が土地を貸している場合や、あるいは土地を業者の方に譲って地権者が変わっているという場合もあるが、発電設備の多くは設置管理業者の表示があり、電話番号などが書いてあり連絡できるようになっていると思うので業者の方にお伝えいただいて、対応していただければと思う。

■令和7年度市政懇談会記録(10月開催分)

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
20	R7.10.20	市政懇談会	好地	地域振興部	地域づくり課	花巻市から各行政区長への伝達の効率化について	市から行政区長への伝達方法として、固定電話や携帯電話に連絡がくるが、電話に出られなかつた時に着信履歴を見ても何処の部署からなのか、また、担当者は誰なのかわからない事がある。 市との伝達方法のひとつとして、メールの利用について伺いたい。メールでの配信を希望する各行政区長はメールアドレス等を届け出て市に登録し、メールでの配信が利用できれば、どの部署の誰からなのか明確に分かるようになり、区長からの返信連絡もできるようになると思う。	市から行政区長への連絡、または急を要する伝達方法として、固定電話や携帯電話での連絡を基本としており、不在、または電話に出られない場合は留守番電話にメッセージを残すこととしている。 テーマのご説明でもあったメールでの配信については、現在行政区長のメールアドレスを把握していないことから、令和8年4月の区長改選に伴い各行政区から行政区長の推選書を提出していく予定で、その推薦書に新たな行政区長の電話番号や携帯電話番号のほか、メールアドレスを記載していただくことを予定しており、今期中にメールでの連絡を希望される場合は申し出願う。今後、連絡をする内容や緊急度合によっては、固定電話や携帯電話での連絡が基本と考えているが、急を要しない連絡などはご要望のメールでの連絡手段で対応したい。
21	R7.10.20	市政懇談会	好地	地域振興部 石鳥谷総合支所	地域づくり課 市民サービス課	花巻市から各行政区長への伝達の効率化について	花巻市の各部署に専用の電話回線があると思うが、私のところに代表電話の番号から着信があった。確認のため折り返し電話しても電話交換の方は「どの部署でしょうか」と逆に聞かれる。 日中家に居ないことは伝えているため、携帯電話に3、4回着信があると急用ではないかと思い仕事中だが気になってしまふ。 そのため、代表電話ではなく各部署の番号からかけてほしい。あるいは予算の関係もあるかと思うが、各部署で携帯電話を1個持てば、そこからショートメールできるのではないかと思う。 市民総参加早朝一斎清掃の報告がFAXになっている。固定電話を持ってない人も増えており、私もFAXをあまり使用しないので、ホームページとかに報告が出来るようにするなど、効率的な業務ができるようにしていただければと思う。	【地域振興部長】各係に専用の番号はあるが、部長や課長などには専用の番号がないため、そちらから電話をかけた可能性があると考えられる。 【八重樫副市長】ご迷惑をおかけし本当に申し訳ないと思いお話を伺った。確かに1日のうちに何度も電話があれば気になると思う。担当係ごとに専用の電話があるが1回線であるため、多くの区長に係員が分担してかけなければならない場合、代表電話からかけた可能性がある。今日のお話については、庁内で共有をして対応を検討させていただきたいと思う。 【石鳥谷市民サービス課確認】市民総参加早朝一斎清掃の実施報告書の提出については、実施要領により窓口、FAX、電子メール又は郵送(元払)のいずれかの方法でお願いしている。
22	R7.10.20	市政懇談会	好地	教育部	教育企画課	石鳥谷地域小学校教育環境整備に向けた動きについて	石鳥谷地域の小学校の統合について、現在の動きを教育委員会からこれまでの経緯も含めて出来るだけ詳しく説明させていただく。 まず、市内全域における児童数の減少はもとより、石鳥谷地域の各小学校の児童数も減少の一途をたどっている状況の中で、令和4年度に新堀小学校にて複式学級が発生した。それから、八重畠小学校においても、今後更なる小規模化が予見されていることから、まずは学校に通う児童の直接的な関係者ともいえる保護者の御意見を優先したいという教育委員会の考えのもと、石鳥谷地域のそれぞれの学校における今後の教育環境を考えていただくために、まずは令和4年11月に新堀小学校の保護者の方々を対象とした教育懇談会を始め、その後の石鳥谷地域の小学校の保護者、更には石鳥谷町保育施設保護者会連合会の役員会の方々にも入っていただいた上で懇談会を行い、これまでに10回開催した。この懇談会の中で、まず花巻市立小中学校における適正規模適正配置に関する基本方針の内容や今後の児童数の見込み、小規模の学校のメリットやデメリット等の話をさせていただいた。 小規模化のメリットをいくつか挙げると、個に応じたきめ細かな指導が行いやすい、個々の児童の活躍の場を多く設定できる、人間関係が深まりやすい、異学年間の縦の交流が生まれやすい、保護者や地域との連携が図りやすい、という点がある。一方で、小規模化のデメリットは、学校で進めている協働的な学習活動が難しくなる、集団の中で多様な考え方方に触れる機会や切磋琢磨する機会が少なくなる、体育や音楽などの集団的な授業・学校行事で種目等の制限が出てしまう、生徒指導において人間関係が固定される可能性がある、教職員の配置が減少し学校運営に支障をきたす可能性がある、PTA活動の保護者1人あたりの負担が大きくなりやすい、という点があることにについて説明をしてきたところである。 令和4年度から、開催してきた石鳥谷地域での教育懇談会のいずれにおいても、統合する方向での御意見が多かったところであり、各校の保護者が検討した学校統合の方向性の意向を確認するために、今年の1月16日に石鳥谷地域4小学校の統合に向けた各校PTAの打ち合わせを開催した。各小学校のPTAの代表の方々にお集まらいただき、学校統合への意見を伺ったところ、学校がなくなるのは寂しいことであると思い、苦渋の選択であったとは思うが、いずれも石鳥谷地域4小学校を統合するということで、このPTAの代表の方々との打ち合わせの中では意見が一致した。 学校教育法の改正により、現在は小学校6年、中学校3年の6・3制の学校のほかに、義務教育学校を含む小中一貫校を選択できるようになった。更に教育懇談会や、PTAの打ち合わせでも、小中一貫教育に関する質問・意見があり、関心も高かつたため、この打ち合わせに参加したPTAの役員の方々に対し、学校形態に関し、まずは中学校の保護者と一緒に検討を行った上で、次に地域の方々に対して説明と協議を行うという順番で行っていくことでどうかという提案をして、ご了承をいただいた。このことから、中学校のPTAの役員の方々にも検討に加わっていただくことを協議して、ご賛同いただいたことから、小学校・中学校のPTA役員から選出された方々で構成する検討組織を立ち上げることとした。 今年の5月27日に、各校から選出いただいた19名のうち、15名にご参加をいただき、石鳥谷地域学校検討会を開催して、これまでの経緯や小中一貫教育、6・3制のメリット等の概要などを説明した。そして、この検討会に参加した方からは、今後の検討会での検討内容のことや検討会の構成員について継続性を持たせるべきだということや、統合までの期間やスケジュール、学校の設置場所などに関して、質問やご意見をいただいたところである。 今後においては、この石鳥谷地域学校検討会にて、学校形態に関する理解を深めていただき、石鳥谷地域の小・中学校をこれまでどおりの6・3制の学校とするのがいいのか、または義務教育学校を含む小中一貫校なのか等のどのような教育環境がふさわしいかという検討をしていただくことにしている。 6月25日に、県内で小中一貫教育を実施している大槌学園、それから紫波の東学園にこの検討会のメンバーにて視察を行ったほか、7月18日には、この視察の振り返りに加え、育てたい子供の姿についてをテーマとするワークショップなども行い、まずはその保護者の皆さんで勉強会を進めている状況である。 教育委員会としては、この石鳥谷地域学校検討会にて、学校形態の一定の方向が出たら、改めて各小中学校の保護者全体に対して、説明と協議を行い、ご了承いただいた場合には、次は石鳥谷地区的6つのコミュニティごとに地域の方々に対して御説明と協議を行う予定で考えている。 保護者や、地域の方々のご意見、ご判断を尊重しつつ、更に、施設整備も伴う場合には、経費の面も考慮しながら進めていくことで考えているところである。	

■令和7年度市政懇談会記録(10月開催分)

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
23	R7.10.20	市政懇談会	好地	教育部	教育企画課	石鳥谷地域小学校教育環境整備に向けた動きについて	現在の4つの小学校の全体の人数を教えていただきたい。 子どもが育つ環境には課題も多くあるので、例えば、学校の先生をやられてきた方や、様々な職業・立場の方々の意見を聞いて統合問題に取り組んでいたいと伺いたい。	【教育部長】 4小学校の今年度の人数について、5月1日現在で全校の児童数は、石鳥谷小学校が272人、新堀小学校が63人、八幡小学校が117人、八重畠小学校が76人となっている。 小学校統合の検討するにあたって、様々な方からのご意見をということで、特に石鳥谷地域の様々な方から、今後ご意見を聞きながら進めていくことになると思う。まずは保護者の方々からのご意見をまとめて、次の段階で地域の皆さんの意見、それから協議に入していくことを考えている。保護者の方々との協議の後には、石鳥谷地域全体の方々のご意見もお伺いしていくことは考へている。 【教育企画課長】 今後、児童数がどのようになるか説明させていただく。 令和13年度の石鳥谷小学校の児童数は208人、学級数は8クラスになる。新堀小学校は、児童数が32人、学級数が4クラスとなるため、複式学級になる。八幡小学校は、児童数が89人、学級数が1学年1クラスの6クラスになる。八重畠小学校は、児童数が43人、学級数が4クラスとなるため、複式学級が発生するという推計である。
24	R7.10.20	市政懇談会	好地	石鳥谷総合支所	地域振興課	地域づくりについて	放置された農地の草が伸びて大変なことになったり、暑くなったり寒くなったり、今後あらゆることが変わっていく。私たちが住んでいる地域がどのように変わっていくか不安である。 東日本大震災で沿岸から移住されてきた方もいて、その方がこちらに来てよかったですと思える地域にしたいと考えている。 こうしたほうがよいというアイディアを市の方から頂きながら、様々なことに取り組んで行く地域でありたいと思う。良い知恵を教えてほしい。	先ほどのソーラーパネルの設置場所のことや、今お話ししたかった耕作していない農地で草が伸びていることなど様々な課題がある。 そういった中で、行政だけではなく地域の皆さんと一緒に地域づくりをしていただいている。市の職員も頑張っているが、職員の力だけでは足りないこともあります、やはり地域づくりは行政と皆さんがともに支え合いながらつくっていくものと考えている。 好地地区においては、まちづくり委員会が様々な行事の企画など、好地地区の皆さんに参加してもらい意見をいただけるような場面をたくさんつくっていただいている。その中で、地域における様々な話題や課題、ときには苦情をいただくというようなこともあろうかと思う。 その際は、石鳥谷総合支所の地域振興課や市民サービス課に共有していただきたい。時には行政の方からの提案ということもやらせていただき、地域の皆さんと一緒に地域づくりを進めたいと思う。
25	R7.10.20	市政懇談会	好地	教育部 大迫総合支所	教育企画課 地域振興課	県立花北青雲高校について	花北青雲高校の情報工学科が、28年度で募集停止という報道があったが、その経緯を教えて欲しい。	花巻市内の県立高校では、花北青雲高校の情報工学科、大迫高等学校の募集停止について懸念している。 大迫高等学校は定員40人だが2年連続で20人以下になった場合、翌年度から募集を停止することとなる。地域校という配置の大迫高等学校は生徒数が少ないが、学級を分けたり、不登校傾向などがある生徒も受け入れている。県内で通信制の学校に行く生徒が大体10人に1人いると言われている。完全に自宅で勉強する通信制の教育もあるが、集団の中で、勉強や部活動をしながら高校を卒業したい生徒にとって大迫高等学校は非常に大事な学校であると、県に強くお話ししている。大迫高等学校は、全国から生徒を受け入れる「地域みらい留学」に参画し、オープンスクールや東京で説明会を行い生徒を募集している。大迫高等学校がなくなると、大迫地域にいる子どもは地域外の高校に通うことになる。まずは、21名以上の生徒を確保し高校を存続したいと思っている。 また花北青雲高校は、定員40人で現在30人と定員が割れているが、県平均よりも花巻の各県立高校の定員数の方が高いという状況を県に話している。花北青雲高校の情報工学科は、定員を割っているが、黒沢尻工業高校の方が定員を割っている。県内では普通高校を希望する傾向が強く、産業教育を行っているところは定員を割っている状況にあり、将来的に黒沢尻工業高校と花北青雲高校を統合するということであった。県内の産業は北上に集まっており、キオクシアもあることから、黒沢尻工業高校では、半導体コースを今後作りたいという話もある。花北青雲高校は情報工学科の他にビジネス情報課、総合生活科があり連携して履修できる強みがある。花北青雲高校の情報工学科での授業内容と、黒沢尻工業高校の授業内容は少し違う。花北青雲高校の情報工学科の生徒は、県内への就職率が非常に高く、特に花巻市内の企業にとっては非常に重要な学校である。黒沢尻工業高校の生徒は国内の大きなメーカーや関東圏にあるメーカーへの就職率が高い。花北青雲高校は将来の就職先から考えても、地域のニーズが期待されている学校であることを説明してきた。花北青雲高校の同窓会や地域の企業の方、石鳥谷の地域の方にも説明会で意見を述べてもらっている。県の高校再編の担当者は、花北青雲高校の統合については時期尚早に進めるべきではないという感想を持っていたい。楽観視はできないが、県に対し市としての意見を伝え、動向を見ている。 花巻農業高校では10人以下となり前回の統合の対象になったが、宮沢賢治のゆかりのある高校であり、全国からの意見を知事にも伝え、花巻農業高校は今も特色のある教育を受けられる高校として存続している。 県ではこれまで意見を聞き、説明会を複数行い、パブリックコメントをして県民の方々や子どもたちの意見を聞き、収集分析をしていると思う。市としては、大迫高等学校や花北青雲高校も花巻市にとって必要な高校であると、今後も県に対し要望・主張していきたい。
26	R7.10.20	市政懇談会	好地	商工観光部	商工労政課	キオクシアについて	北上にキオクシア岩手の製造棟ができ北上は潤っているが、花巻市も何か恩恵があれば教えて欲しい。	花巻市から通れる距離に大きな企業が立地されたということで、花巻市民も多く就職する可能性があり、雇用促進が図られることを期待している。 また、現在、花南地区に産業団地を建設中である。既に流通系の企業が立地しており、これからさらに造成整備をして、新しい企業を誘致しようという取り組みを進めている。例えばキオクシアで製造されるもの、製造のために必要な物資の流通という面でも連携できるのではないかと考えている。 また、東北自動車道「花巻PAスマートインターチェンジ」が開通したことにより、利便性が高まり地域産業が発展することが期待されるので、これからも活用しながら取り組んでいきたいと思う。
27	R7.10.20	市政懇談会	好地	教育部	教育企画課	石鳥谷小学校の校庭について	石鳥谷小学校校庭の青雲台の法面が落ちてきている。今の時期は葉っぱが道路に落ちて滑るし、雪解け時は道路に泥が出てくる。 枯れ木や倒木もあるが、固有種があるところらしいので木々の保護もお願いしたい。	子供たちの教育環境ということで、大事なことだと思う。 あの公園は子供たちにとって楽しい場所であるので残してあげたいと思う。 落ち葉が多く、先日は熊も通ったりしているので、後日現地確認する。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	
28	R7.10.22	市政懇談会	笹間	地域振興部	地域づくり課	旧笹間第二小学校の利活用について2点程お伺いしたい。	旧笹間第二小学校の利活用については、地域の総意として強い要望があったことから、小学校体育館を西南地区社会体育館として整備し、令和7年4月から消防設備の設置、水道切替工事など行い使用開始をしたところである。この体育館の活用にあたっては、笹間地区コミュニティ会議を通じて地域の皆さまの意向を伺い協議を経て使用開始としたところである。 校舎についても同様に、個人個人のご意見もあるかと思うが、地域としての意向に基づいて進めていくべきものと考えている。一方で、市の財政的観点のほか、今後進むであろう小学校の再編などから廃校となる建物の利活用に当たっては、すべからく利活用にするという考えではなく、市内での地域バランスに留意しながら施設の総量を減らしていくことも市としては考えなければならないと思っている。 その点を踏まえて、旧笹間第二小学校の利活用を推進するにあたっては、体育館の活用の際と同様に、地域の総意としての考え方をとりまとめていただくことが必要ではないかと考えている。 利活用に向けて、独自に企業等関係機関への紹介をしていただくことについては、まずは地域としてそういうことをやるという共通認識を持っていただいた上で、市所管施設でもあることから、文部科学省のホームページに掲載を予定している資料をご活用いただきながら、具体的な詳細な内容については、商工観光部商工政課または地域振興部地域づくり課へお繋ぎくださるようお願いする。 なお、文部科学省の「みんなの廃校」プロジェクトの活用用途募集のホームページへの掲載については、9月議会定例会において同様的一般質問へ回答している通り、地域から「学校の面影を残したい、できれば建物を残して何らかの活用をしてもらいたいが、地元として特に利用する方向性を示すことが出来ない」と伺っているところであり、同プロジェクト名簿へ掲載し情報公開することは、新たに利活用を希望する事業者への周知につながるなど有効な手段の一つと考えている。現在、11月からの掲載に向けて掲載申請を行っており、準備を進めているところである。 なお、企業誘致・立地についてもホームページに掲載する予定であり準備を進めているところである。	【対応】 文部科学省「みんなの廃校」プロジェクト、花巻市企業立地専用ホームページ「花巻市企業立地ガイド」へ掲載済み	
29	R7.10.22	市政懇談会	笹間	地域振興部	地域づくり課	道の駅はなまき西南について	国では、防災道の駅構想が進んでいるようだ。各地の道の駅を「防災道の駅」として運営していくことだが、花巻市では「防災道の駅」の取組についての動きなどはあるのか。そのような中で花巻市内への設置については、はなまき西南を検討いただいたいと考える。 7月に行った地域づくりアンケートにおいて、災害の少なさを感じている住民が多くたが、災害はいつどこで起きるかわからぬ。施設には発電装置を備えており、ガソリンスタンド、コンビニエンスストアが隣接していることからも設置場所としては他の地域より優位なのではないかと考える。	防災道の駅は、東日本大震災のような大規模災害時等の広域的な防災拠点とすることを目的に設置されるものであり、国による防災道の駅の選定は、県の地域防災計画等で、広域的な防災拠点として位置づけられている道の駅について、国土交通省と県との協議・調整のうえで行われている。令和3年6月には道の駅「遠野風の丘」を含む全国39か所が、令和5年5月には道の駅「くすまき高原」を含む全国40か所が新たに選定され、現在では全国で79か所が防災道の駅として選定されている。 防災道の駅として選定されるには、いくつかの重要な条件を満たしている必要がある。第一に、都道府県が策定する広域的な防災計画及び新広域道路計画に広域的な防災拠点として位置づけられていることが要件となっている。ただし、これらが整っていない場合でも、最寄りインターチェンジまで5kmかつ重要物流道路に接しているか、道路啓開計画に拠点として位置づけがある場合は、次期計画見直し時に盛り込むことを条件に選定可能となっている。第二に災害時に求められる機能に応じて、3つの施設体制が整っていること。一つ目は、建物の耐震化、無停電化、通信や水の確保等により、災害時においても業務実施可能な施設であること。二つ目は、災害時の支援活動に必要なスペースとして、2,500m ² 以上の駐車場を備えていること。三つめは、道の駅の設置者である市町村と道路管理者の分担等が定まった業務継続計画が策定されていること。これらが整っていない場合については、今後3年程度で必要な機能、施設、体制を整えるための具体的な計画があることとなっている。 道の駅はなまき西南にこれらの要件を当てはめた場合、第二に示した施設体制についておおむね要件を満たしているものの、第一に示した、道の駅の位置づけについては、岩手県が策定する広域的な防災計画及び新広域道路計画にも広域的な防災拠点として位置づけられておらず、また、最寄りインターチェンジから5km圏については、花巻スマートインターチェンジから4kmほどなので要件を満たすが、道の駅はなまき西南の前の道路である主要地方道盛岡和賀線は重要物流道路になってないことから、現在のところ、防災道の駅の選定要件にはあてはまらない。 道の駅防災機能強化に関する補助制度を確認したところ、防災道の駅にならずとも、既存道の駅への防災機能強化に関する支援制度が用意されていて、必要な場合に十分な支援が受けられることから、防災道の駅になることの経済的なメリットは極めて限定的となっている。 具体的には防災道の駅の支援と、道の駅防災機能強化に関する支援の内容は共通で、基本的な防災機能の整備として、耐震化、貯水施設、無停電化、防災庫、通信設備、防災トイレ等とされており、状況に応じた機能強化として、災害長期化に備えるための備蓄強化や水回り強化に関する施設改修、カーボンニュートラル対応するための電源の高度化などが支援内容となっている。これらを備えるために、敷地拡張や建物増築が必要であれば、それも支援される。 これらは、防災道の駅にならぬ、現状の道の駅の防災機能強化を図っても、まったく同じ支援内容であることから、花巻市にとって、現状で防災道の駅になっていない道の駅はなまき西南を防災道の駅にする経済的メリットは極めて限定的と判断している。 防災機能の施設について、道の駅はなまき西南の現状としては、駐車場は約4,300m ² あり、要件である2,500m ² 以上であること、耐震化や貯水施設、無停電化、備蓄庫、通信設備は整備済みであるが、防災道の駅が大規模災害時等の広域的な防災拠点として機能するためには、規模的に不足であると推察される。制度上、防災道の駅に必要な施設の規模は示されていないが、防災道の駅になるためには、これら施設の大規模な拡張が必要となる可能性がある。 周りが農振地域となっている土地のため、敷地拡張が困難であることから、これらの大規模な拡張は事実上不可能となっている。これらの制限を乗り越えて拡張整備をすすめることは、補助制度があつても相当大きな経済的負担が伴うことが予測されるため、花巻市としての投資面のメリットはないと考えている。	防災道の駅は、希望をして指定を受けるものではなく、国や県の広域的な防災計画上必要となった場合に、指定をされる性格のものである。仮に要望活動などを展開して必要性が認められて防災道の駅に選定された場合、災害発生時には支援部隊が活動拠点として施設を占有することになり、大量の車両や人員が駐屯することで、一般的の道路利用者や地域住民の利用が大きく制限される可能性があり運営上において花巻市、地元の皆様、道路利用者にとってのメリットはないと考えている。 市としては、道の駅はなまき西南が災害時においても地域の皆様や道路利用者が安心して利用できる拠点として機能することが望ましいと考えていることから、防災道の駅の選定についての検討は行っていない。
30	R7.10.22	市政懇談会	笹間	地域振興部	地域づくり課	道の駅はなまき西南について	道の駅はなまき西南には遊水池がある。土地改良区の関係で、6年後くらいには遊水池が必要なくなるという話がある。将来的に埋め立てて、施設を建てるこも検討していただきたい。	現在、建物を新たに建てることは検討していない。	

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
31	R7.10.22	市政懇談会	笹間	農林部	農村林務課	害獣対策について	<p>9月30日に笹間地区コミュニティ会議生活環境部で主催し、農村林務課の職員に来ていただき、クマの対応について説明をしていただきました。害獣の問題が7月に行つた地域づくりアンケートにおいて散見された。花巻市では熊による人的被害も去ることながら猪による経済的被害が深刻だと聞いていました。実際に田んぼの3分の1をイノシシに踏みつぶされた。</p> <p>どここの市町村でも電柵を張るという対策が講じられているが、雑草の除去が難しかったり起伏のある土地では効果が得られない。小まめに草刈りができる平坦な土地になど害獣は現れないのではまったく無意味と言えるのではないか。</p> <p>有効策のひとつは野生動物と人間との棲息域に境界のようなものを設けることと思う。具体的には牧場を設けて家畜の飼育を行う、羊が適切と思う。山林と圃場との間に草地を設けて羊を飼えば、雑草が餌になつて経済的であり、見晴らしが良くなり害獣の侵入を困難にしてくれる。また羊は熊や猪などが忌避する臭いを発するために害獣の侵入を防いでくれるようだ。羊のような小型の動物は高齢者にとっても扱いやすく事故のリスクも牛などに比べれば圧倒的に少ないと思う。飼育そのものは地域外からの移住者に任せることができれば新規就農者を迎えることにもなる。自治体の事業で飼育設備の購入や設置、羊生体の市外からの購入に補助金を出している例は県内にもあることから花巻市でも検討をお願いする。</p>	<p>はじめに、野生鳥獣による農業被害については、地区別のデータはないが、岩手県が毎年実施している「野生鳥獣による農作物の被害状況調査」によると、市内の過去3年間の被害面積及び被害額は、令和4年度が5,886アール、8,786万円、令和5年度が4,687アール、7,859万円、令和6年度が4,804アール、7,858万円となっている。</p> <p>獣種別では、ツキノワグマの被害が、令和4年度が485アール、765万円、令和5年度が741アール、1,031万円、令和6年度が501アール、785万円、イノシシの被害が、令和4年度が905アール、196万円、令和5年度が96アール、126万円、令和6年度が88アール、58万円となっている。</p> <p>市では、これまでと同様、生息頭数を減らす捕獲の取組と農作物等を守る取組と併せて実施している。</p> <p>イノシシやツキノワグマなどの有害鳥獣の生息頭数を減らす対策としての捕獲の取組については、市が任用している有害鳥獣対策アドバイザー及び有害鳥獣対策推進員が中心となり花巻市鳥獣被害対策実施隊とともに市内全域で捕獲活動を行っている。花巻市鳥獣被害対策実施隊については、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用してイノシシについては成獣1頭当たり7,000円、幼獣1頭当たり1,000円を交付している。更に、成獣については市単独で1頭当たり7,000円の補助額の嵩上げを行っているから、国・市あわせて14,000円交付している。また、今年度からクマの捕獲も交付金の対象になり、1頭当たり8,000円が交付される。</p> <p>その他、イノシシについては、被害が多い市の西部地域を重点地域とし、箱罠3機と遠隔操作が可能な囲い罠3機に加え、ニホンジカ捕獲用と兼用であるがくくり罠による捕獲を進めており、笹間地区では横田地内の農地周辺に囲い罠1機を設置している。</p> <p>なお、令和6年度の市全体の捕獲頭数は、クマが14頭、イノシシが107頭、今年度は9月30日現在でクマが46頭(先週末時点では57頭)、イノシシが50頭となっており、笹間地区は令和6年度がクマは実績なし、イノシシは7頭、今年度は9月30日現在でクマが2頭、イノシシが1頭となっている。</p> <p>農作物等を守る取組として、鳥獣被害の防止に効果が認められるものとして全国各地で取り組まれている電気柵の設置を支援するため、電気柵設置者に対し、個人の場合、補助率3分の2、農業者1名以上を含む3戸以上の団体の場合、補助率4分の3、いずれも上限なしとして補助金の交付しており、令和6年度の交付実績は135件、24,428,854円、今年度は9月30日現在で74件、10,983,569円となっている。</p> <p>クマをはじめとする有害鳥獣の被害防止対策として、有害鳥獣を引き寄せる原因となりうる不要な果樹を除去するため、柿の木と栗の木の伐採経費に対して、伐採を委託する場合の補助率は2分の1、ただし1本当たりの上限は150,000円、果樹の所有者が伐採する場合の補助率は1本当たり2,000円で、補助額総額の上限なしとして助成を行っており、令和6年度の交付実績は60件、3,465,742円、今年度は9月30日現在で31件、3,104,480円となっている。</p> <p>ご提言のあった、有害獣と人の生活圏の境、いわゆる「緩衝帯」の整備については、森林環境譲与税を活用した市独自の取組として、山村地域の過疎化、高齢化により適切な里山の手入れが行われていない場所において、里山の所有者や地域住民らが行う地域ぐるみの里山整備活動の支援を行っており、3名以上の地域住民による団体や非営利活動法人等が行う里山整備の取組を対象としている。</p> <p>支援の対象となる活動と補助単価については、森林施業技術の技術指導を行う里山保全作業研修に対して1回当たり56,000円、雑草木の刈り払いや枯損木の除去を行なう里山保全作業実践活動に対して10アール当たり19,000円、森林の間伐を行う里山保全間伐作業に対して10アール当たり27,000円、本事業で間伐した木材を機械により林内運搬する経費に対して150,000円、間伐材の搬出運搬経費に対して1トン当たり4,000円をそれぞれ補助するものであり、今年度においては、花巻地域の矢沢地区と宮野目地区や東和地域で活動する5団体に対して補助金650万円あまりを交付する見込みとなっている。</p> <p>また、羊の活用については、岩手大学の野生動物の生態に詳しい専門家に伺ったところ、羊の臭いにクマやイノシシを忌避する効果は認められず、羊自身や羊のエサとして用いられるトウモロコシ、豆かすなどの穀物や油粕を原料とした「濃厚飼料」が、逆にクマを寄せ付ける可能性があるとのご意見をいただいていることから、市が有害獣対策として牧場を設置することや羊自身や飼育設備の購入に対する支援を行うことは考えていない。</p> <p>なお、市では、畜産振興の一環として、畜産農家や営農集団を対象に、飼養管理施設の整備や機械導入にかかる費用を補助する制度を設けているので、羊を生業としようとする新規就農者や移住者の方がいらっしゃればご相談いただきたいと思う。</p> <p>有害鳥獣被害の防止には市民の皆様のご協力が必要である。市が行っている補助事業の笹間地区における利用実績については、電気柵購入に対する補助金の実績が令和6年度4件、689,105円、今年度は9月30日現在で1件、194,373円、不要な果樹の伐採経費に対する補助金の実績は令和6年度2件、85,500円、今年度は9月30日現在で実績なしとなっていることから、積極的な制度の利用をお願いする。</p> <p>特に、電気柵は広範囲に設置することでより被害防止効果を高めることが期待できることから、市では団体の場合の補助率を個人の場合と比較して高く設定し広域での設置を推進している。また、市が任用している有害鳥獣対策アドバイザーの助言をもとに起伏のある場所に電気柵を設置したところ被害を減少させた実績がある。市では有害鳥獣対策アドバイザーを地域に派遣し、地域ぐるみの広域での電気柵の設置やその場所に適した設置方法を提案するなどの研修会を開催できるので、ぜひご検討のうえ農村林務課にご相談いただきたい。</p>
32	R7.10.22	市政懇談会	笹間	農林部	農村林務課	害獣対策について	被害面積はどのように調べたのか。提示されたイノシシによる被害は令和4年度に比べて令和6年度は少なくなっているが、年々増えてきているように感じる。	被害の状況については県で調査している。農協や共済組合からの情報を基に調査していると伺っている。イノシシによる被害の面積は、畦畔などの掘り起こしは含まれていないと考えている。
33	R7.10.22	市政懇談会	笹間	地域振興部	地域づくり課	旧笹間第二小学校の利活用について	上太田にあるサッカーフィールドのように、合宿施設にしたらどうかと考える。 校内には明治大学のラグビー部だった方がいるため、明治大学のラグビー部等に使用してもらえないでいいのか。小学校にはプールがあり、付近にはスーパーもあることからよいと思う。	旧笹間第二小学校の利活用については、ご意見としてお伺いする。
34	R7.10.22	市政懇談会	笹間	地域振興部		防災について	奥羽山脈では約2000年に一度にしか大きな災害は発生しないと言われているが、南海トラフでは30年以内に発生すると言われている。南海トラフ地震が発生すると、被災者は岩手県にも避難してくると思う。 花巻市には空き家が沢山あるので、その空き家を活用して、被災者の住宅にするのはどうかと考える。	東日本大震災の際に、空き家を活用できないかということで、利用できるか確認を行ったが、長い間使用されていないため、傷んでいる状態であった。当時は、雇用促進住宅等を利用した。空き家をお持ちの際は、空き家バンクに登録していただきたい。例えば、その中から活用することは検討できるかもしれない。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
35	R7.10.22	市政懇談会	笹間	農林部	農村林務課	害獣対策について	害獣対策には、ハンターを増やす必要があると思い、私は獵銃の免許を取りたいと考えている。 ガンロッカーの補助の他に何か補助等はあるのか。非常勤の公務員ハンターが増えれば、対策できると思う。	市ではガンロッカー及び装弾ロッカー取得への補助の他、狩猟免許の申請に係る費用の補助を実施している。狩猟免許の申請に係る費用の補助は、免許の申請にかかる費用の2分の1、上限5,200円として交付している。複数の免許を申請する場合は、免許の種類数に乗じた額となる。令和6年度に18件の申請があり、市内で新たに免許を取得した方は、44名いらっしゃる。公務員ハンターというお話をあったが、市の有害鳥獣対策アドバイザーは狩猟免許を取得しており、実際に罠に掛かったクマの止め刺し等行っている。様々な制限があり、ハンターの数が減少しているので、引き続き補助を実施するとともに周知も行っていきたい。
36	R7.10.22	市政懇談会	笹間	地域振興部	地域づくり課	旧笹間第二小学校の利活用について	利活用については今のところ、具体的な話が難しいということで、一つ提案をする。 私は花巻の星の会の会員であり、年2回ほど童話村や太田等で観察会をしている。観察会を通して市民や地域住民の交流や、活動が軌道に乗ったたら小さな修学旅行のテーマの一つにしたらしいと思う。 今度の3月3日に皆既月食があり、今は彗星が来ているので、そのタイミングで、天体望遠鏡を持ってきて観察できる。理科室が使えば、ちょっとした実験もできる。 花巻市の定住人口を増やすことはできないが、交流人口を増やして、夏の期間だけでも関東から花巻市に星を見に来てくれる人が増えればいいと思う。 外部から講師を呼ぶのではなく、できるだけ地域の人材を活かしていくければいいと思う。	【地域振興部長】 校庭で観察会等のイベントを開催することは可能であると思う。 ただ、校舎の活用については、先ほどご説明したとおり、文部科学省のみんなの廃校プロジェクトに掲載し、事業者等を募るかたちになる。 頂戴したアイディアは参考にさせていただきたい。
37	R7.10.22	市政懇談会	笹間	農林部	農村林務課	害獣対策について	北上市でクマの人身事故が多発している。クマは川沿いに移動すると言われているので、道路沿いに防衛ラインを引いたらいいと思う。笹間の場合、花巻平泉線沿いで荒れているところにクマが来てしまうと思う。 宇南川沿いの草木ができるだけ切ったり、遊休農地をなくし、隠れる場所をなくすことが大切だと思う。アグリファインのおかげで、荒れ地が少なくなっていると感じる。高速道路沿いの草木が茂っているので、そこも切つていただけるとよい。 クマやイノシシの情報をデータ化して行動を把握して、罠や電気柵を仕掛けると効率的だと思う。	【農林部長】 花巻の市街地への侵入を防ぐということで、有害鳥獣対策アドバイザーの指導のもと、瀬川と豊沢川にAIカメラを設置し、確認された時点で罠を仕掛けるなどの対策をしている。 また、河川敷の草木の伐採については、県管理の河川であるが市で行った。国の方でも北上川の河川敷を伐採しているが、予算の関係上、国や県ではなかなか対応できないということで、市で対応している。 遊休農地については、農業委員会と連携しながら取り組んでいるが、引き続き取り組んでいかなければならないと思っている。 目撃情報のデータ化については、通報やAIカメラで確認したデータを現在整備している。データの公開には至っていないが、活用方法も検討しながら取り組んでいる最中であり、完成したら公開し情報共有していきたいと考えている。 高速道路の草木の伐採については、市での対応が難しいので、必要なところについては、NEXCO東日本に相談したいと思う。 【八重樫副市長】 市が管理している河川もあるが、北上川は国が、豊沢川は県が管理している。市としても要請し対応していただいたところもあるが、それでも管理しきれていない箇所は市が対応している状況である。 具体的な場所があればご相談していただければと思う。
38	R7.10.22	市政懇談会	笹間	地域振興部	地域づくり課 防災危機管理課	防災道の駅について	防災道の駅と避難所の違いを教えてほしい。	防災道の駅は、大きな災害があったときの広域的な復旧・復興活動の拠点となり、自衛隊などの支援部隊が大勢集まり、被災地を支援する場所となる。 市民が避難する場所は、指定緊急避難場所と指定避難所がある。指定緊急避難場所は、安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する避難先である。また、指定避難所は、長期間滞在することを目的とした施設である。 笹間地区の指定緊急避難場所は笹間振興センター、指定避難所は学校の体育館であると認識している。
39	R7.10.22	市政懇談会	笹間	地域振興部	地域づくり課	旧笹間第二小学校の利活用について	旧笹間第二小学校の体育館がフローリングであり、人工芝の体育館があれば、室内でゲートボール等ができる。	旧笹間第二小学校の体育館を人工芝にすることは難しいと思うが、北上市にある岩手中部広域行政組合の屋内運動施設が、人工芝となっているのでそちらをご活用いただければと思う。
40	R7.10.22	市政懇談会	笹間	地域振興部	地域づくり課	地域コミュニティ会議のSNSアカウントについて	地域コミュニティ会議では若手企画会議がFacebookを運用している。先日も地域の秋祭りの情報を発信している。このアカウントを市のホームページに掲載することは可能か。	市のホームページにアカウントのリンクを掲載することは可能である。
41	R7.10.22	市政懇談会	笹間	地域振興部	定住推進課	ふるさと納税について	以前広報で花巻市のふるさと納税が約80億円あったと記載していたが、笹間地区で活用事例があれば教えていただきたい。	笹間地区では、現在行っている振興センターの改修に、ふるさと納税が充当されている。 ふるさと納税は、ハード事業よりソフト事業に多く活用している。国からの補助金や交付金を受けられるハード事業には、ふるさと納税は利用していない状況である。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
42	R7.10.31	市政懇談会	亀ヶ森	地域振興部	防災危機管理課	自主防災組織への連絡体制について	昨年8月の大増水の際、稗貫川が氾濫危険水位に達しても、市から自主防災会へ連絡がなかったと聞いている。災害の際に、市から自主防災会へ連絡される事項と連絡手段をお教え願いたい。	昨年8月28日から降り続けた雨により稗貫川の水位が最も上昇した8月31日は、前日の8月30日午後8時4分に大雨警報が一旦解除されたが、夜間のため避難者が帰宅できなかつたことから、災害警戒本部を継続して設置していたところ、31日午前4時7分に再度、大雨警報が発表され、さらに午後1時10分に土砂災害警戒情報が発表されたことにより「レベル3高齢者等避難」を発令し、矢沢、大迫、内川目、外川目、亀ヶ森、新堀、八重畑、小山田、土沢、成島、浮田、谷内、田瀬の13か所の指定緊急避難場所を開設した。「レベル3高齢者等避難」の発令と指定緊急避難場所を開設する際には、エアメール(緊急速報メール)を発信し、指定緊急避難場所を開設する地区的自主防災組織へ自動電話発信システム(オトコル)による一斉架電のほか、広報車の巡回、ホームページ、SNSへの掲載、FM放送、及び大迫地区は防災行政無線、東和地区は有線放送により、風雨が強くなる前、外が暗くなる前に避難することを呼びかけている。「レベル3高齢者等避難」を発令した午後3時時点の稗貫川の水位は2.15mで、さらに上昇する可能性もあったことから、氾濫危険水位である2.60mに達した際には「レベル4避難指示」を発令して、エアメール(緊急速報メール)や自動電話発信システム(オトコル)等により周知する準備をしていたが、当日の水位は最大で2.56mを計測した後、低下に転じ氾濫危険水位に達しなかつたことから、避難指示を発令することにはならなかつた。なお、昨年度までは、気象警報等により災害警戒本部が設置された際は、ホームページ、SNSへの掲載、FM放送による周知であったが、今年度からは、気象警報等により災害警戒本部が設置された時点で、すべての自主防災組織へ自動電話発信システム(オトコル)により一斉架電して連絡し、その後の気象情報への注視や避難行動要支援者への配慮について呼びかけを行っている。
43	R7.10.31	市政懇談会	亀ヶ森	地域振興部	防災危機管理課	自主防災組織への連絡体制について	一斉架電については、自主防災組織が受け取ったかを確認できているのか。	オトコルでは、1回目の架電で受電履歴がない架電先には2回、3回、4回と改めて架電する仕組みとなっている。また、一つの自主防災組織で3人まで登録していただいているので宛先を変えて架電している。8月31日の時は、レベル3高齢者等避難の発令のときにオトコルでお知らせしている。その後、レベル4避難指示の発令を準備していたが、発令前に水位低下を確認したため発令には至らなかつたことから、レベル4でのオトコルの周知は行わなかつた。
44	R7.10.31	市政懇談会	亀ヶ森	地域振興部	防災危機管理課	水位計について	亀ヶ森地区の稗貫川の水位計は、クエレ・パークの付近に設置されているが、設置状態が正確でないため雨が降って水量が増えた際、本当の水位より高く表示されているのではないかと思っている。市として岩手県より確認している内容についてお教え願いたい。	稗貫川の水位計は、大迫地区的稗貫川と中居川が合流する付近、亀ヶ森地区的クエレ・パーク付近、石鳥谷八重畠地区の稗貫川橋付近の3箇所に設置されている。亀ヶ森地区的クエレ・パーク付近に設置されている水位計は、通常時の水位が1mを下回ることがなく、水防団待機水位となる1.5mまでの到達が常に早くなっていることから、水位計を設置・管理している県の花巻土木センターには、昨年の連絡体制打合せの際に設置箇所の移動について検討をお願いした。今回の提案を受け、花巻土木センターに、通常時の水位が高いのは設置箇所の前後がS字に蛇行していることに加え、すぐ下流の河道が狭くなっていることが原因ではないかとの意見を伝えたところ、花巻土木センターも亀ヶ森観測点の水位が高いことは認識しており、今後、調査を実施して、設置箇所を移動するか、基準水位の見直しを行うか検討するとの回答であった。
45	R7.10.31	市政懇談会	亀ヶ森	地域振興部	防災危機管理課	水位計について	現在の水位計が設置されて以降、普段から50cm程度の水位が計測されており、雨が降ればすぐに水防団待機水位になることから、地元消防団は、合併した頃に市の防災担当課に対して岩手県へ改善を要望してほしいとお願いしていた。その後も改善されなかつたことから、地元消防団では、その後に設置された稗貫川・中居川合流点の水位計の数値を参考に活動している。このことについては、地元消防団と市の防災担当の双方が認識しておく必要があるのではないか。	そのことは、大迫総合支所でも認識しており、市の防災担当課及び消防本部と情報共有して、対応している。
46	R7.10.31	市政懇談会	亀ヶ森	地域振興部	防災危機管理課	避難所における備蓄品について	避難所連絡員が何人もいるのに、事務室にこもっていた。私の記憶では必要な物資は本部に連絡するとなっていたが、避難所連絡員は対応しなかつた。市は、昨年8月に避難所へ避難した方からの要望を記録に残されていると思うが、現在、振興センターには、食料備蓄品としてペットボトルの水とアルファ化米しか備蓄されていない状況である。避難者に簡単な食事を提供するため食料備蓄品を増やす考えはないか伺う。また、濡れながら避難して来る方の為にタオル等を提供する取り組みができないか併せて伺う。	亀ヶ森振興センターを含む各指定緊急避難場所には、アルファ化米と保存水の飲食料品のほか、毛布、段ボールベッド、テント式パーテーション、発電機、ポータブル電源などの物品が備蓄されている。また、まなび学園と各総合支所にはカップラーメンが用意しており、必要に応じて指定緊急避難場所へ届けることしている。市では、昨年10月、地震または河川洪水による想定避難者数をそれぞれ試算し、国のガイドライン等を参考にして備蓄物資の品目と数量を設定した「花巻市災害用物資備蓄指針」を策定し、飲食料品にアレルギー対応の米粉めんを追加したほか、着替え用の下着セットや歯ブラシ、使い捨てカイロなど、女性、子どもの視点からの生活・衛生用品を中心に、新たに26品目を追加した。飲食料品については、避難者に暖かい食事が提供できるよう、今後も工夫と見直しを行っていくこととした。また、タオルについては、備蓄指針において、フェイスタオルと大判バスタオルをそれぞれ用意することとしており、亀ヶ森振興センターにも今年度中に備蓄する予定である。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
47	R7.10.31	市政懇談会	亀ヶ森	地域振興部	防災危機管理課	避難所における備蓄品について	これまで2回避難したことがある。10年前に避難した時は、市の職員に加えて消防協力隊の方も待機しており、夕食の提供や毛布の提供もあり、良くしていただいた。昨年、自主防災での訓練で、危機管理を持って自分たちで様々なものを準備しないといけないと感じた。訓練には参加していかなければならなかっただけだと思つた。市の職員も危機管理をもって対応していただけだと思つた。	避難所連絡員の対応については、しっかりと検討していただきたい。避難行動については、まずは自分の身は自分で守るという意識を持っていただきたい。
48	R7.10.31	市政懇談会	亀ヶ森	地域振興部	防災危機管理課	避難所における備蓄品について	昨年度の避難所連絡員の対応は、マニュアルに沿つたものであったと認識している。避難所では避難者が自分たちで物資を準備したりする必要があるが、避難していく人は遠慮してしまうことから、市の職員が声掛けを行うなどの訓練が必要ではないか。	職員はマニュアルに沿つて行動することについて訓練しているが、現場での臨機応援な対応がとれるよう職員のスキルを上げていきたい。避難所に備蓄している水・食料(アルファ化米)に比べて消費期限の短いカップ麺などは総合支所に備蓄しているので、避難所連絡員がすぐに災害の本部へ連絡して必要な食糧・物資を避難所に届くよう訓練していただきたい。
49	R7.10.31	市政懇談会	亀ヶ森	地域振興部	防災危機管理課	自主防災組織との協議について	令和4年10月25日の市政懇談会において当地域から『コミュニティ会議等の協力』についてというテーマで懇談した際、防災危機管理課から地域の自主防災会との協議の場を設けるとのお話があつたが、その開催の有無について教えていただきたい。	令和4年10月25日開催の亀ヶ森地区の市政懇談会において、「指定緊急避難場所へのコミュニティ会議等の協力について」がテーマの一つとして挙げられた。市からは、「振興センター開館時間内に指定緊急避難場所を開設する場合、地元の自主防災組織とコミュニティ会議のご協力をいただけないものか、指定緊急避難場所運営の在り方や市との連携について相談したい」とお話しした。このことを踏まえ、令和6年2月15日に生涯学園都市会館(まなび学園)で市全域のコミュニティ会議を対象に開催した「令和5年度コミュニティ会議と市との協議の場」において、指定緊急避難場所の開設と閉鎖(撤収)は市職員が行い、開設が長期化した場合において平日の午前8時30分から午後5時15分の間で避難者がいない場合に限っての対応をコミュニティ会議にお願いし、避難者が来たときは市に連絡すること及び市職員が到着した際にその業務を引き継ぐことについて、無報酬を原則とし、コミュニティ会議ごとに可能な範囲で対応をしていただけるものかご意見を伺つた。しかしながら、この協議の場の席上において、業務内容やそれに要する人件費のほか、避難者の安全確保や責任の所在など、解決しなければならない課題が多く挙げられ、実現に時間を要するため、この会議の中では、結論には至らなかったと認識している。自主防災組織と対話する場については、今後改めて予定してみたいと考えている。
50	R7.10.31	市政懇談会	亀ヶ森	地域振興部	防災危機管理課	避難計画について	今年6月の防災訓練では、災害発生時に避難困難な高齢者を消防団員が消防車両で避難を手伝う訓練があつた。 実際の大雨水増水時、消防団は、いち早く消防車両を使って危険箇所の巡回警戒や土壌積みなど被害を抑える活動を行うことから、その消防団に災害現場を離れてまで避難の手伝いをお願いしても良いものなのかなと疑問がある。また、消防車両は車高が高く、要支援者は乗車できないのではないかと感じた。 のことから、今年6月の訓練を踏まえ、市として避難行動要支援者の避難計画にどのように反映するのか説明いただきたい。	今年6月の防災訓練では、災害発生の時間や曜日によっては、自主防災組織の人員が不足して避難行動要支援者の避難支援が難しいことが想定されることから、消防団による避難行動要支援者の避難支援の手順を整備して、自主防災組織と消防団において避難時に円滑な避難支援につながるよう、この手順に沿つた訓練を亀ヶ森地区を含む市内29の自主防災組織を対象に実施した。消防団による避難行動要支援者への避難支援の手順については、はじめに、防災危機管理課内に設置される災害警戒本部に要請をいただく。要請を受けた後、災害警戒本部と消防本部内の消防警戒室とで要請内容を速やかに共有するとともに、消防警戒室は、市内の消防団の活動状況の確認と応援出動が可能な分団等を選定の上、消防団長の指示により出動指令を出す流れとしている。 なお、消防警戒室には、消防団長をはじめ消防団幹部が待機し、指示系統の一元化を図ることができる体制となっており、確実な情報伝達と迅速な避難支援が可能となっている。 実際に自主防災組織が応援要請を行った際、地元の消防団が危険箇所のバトロールや土のう積み、排水ポンプの稼働などの災害対応に従事しており、避難行動要支援者の避難支援に手が回らないことも想定されるが、消防警戒室は、各消防団の活動状況に応じて、常備消防の出動や対応が可能な近隣の消防団に出動を指示することも予め想定していることから、消防団の支援が必要なときは、ためらうことなく要請をしていただきたい。 災害対策の3つの要素として、「自助」、「公助」があり、このうち、災害時に最も力を発揮するのが、地域に住む人を地域で守る「公助」と言われている。この「公助」の考え方に基づき、地域内の避難行動要支援者一人ひとりの個別避難支援計画書の作成を自主防災組織の皆様にご協力いただいているところである。亀ヶ森地区の自主防災組織をはじめ、皆様には、防災の取組にご協力を賜り、この場を借りて感謝申し上げる。 市としては、この個別避難支援計画書に基づき、避難行動要支援者の避難訓練等を実施するとともに、課題を個別避難支援計画書に反映させることで、より実効性のある内容に高め、避難行動要支援者のスムーズな避難支援につなげていくことが重要と考えている。個別避難支援計画書の作成や避難訓練等の実施などについて、しっかりとサポートをさせていただくので、遠慮なくご相談いただきたい。
51	R7.10.31	市政懇談会	亀ヶ森	地域振興部	防災危機管理課	避難計画について	消防団としては、6月の防災訓練はあくまでも対応ができるケースを想定して実施したが、実際には現場対応に出動していると思われるため、恐らく訓練のケースはあまり無いと思っている。消防団員が減少し、対応が難しくなっている。 6月の防災訓練では、消防無線(携帯無線機)のでは会話ができます、車載無線機を使用しないと上手く連絡が取れないことが分かった。過去には地域振興無線機を使用して連絡を取ることが出来たことがあり、その携帯無線機であればカバーできる気がする。	今回は地元の消防団員が対応可能であるという想定で訓練を行ったが、地元の消防団が本来の消防・水防活動を行うため対応できない場合は、常備消防の対応や他地域の分団への応援など状況に応じて対応することを想定している。今後、どの様に対応すれば良いのか更に考えていきたい。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
52	R7.10.31	市政懇談会	亀ヶ森	地域振興部 大迫総合支所	地域づくり課 地域振興課	コミュニティ会議職員の 賃金について	<p>コミュニティ会議の職員に対しては、最低賃金を下回ることなく、市の会計年度任用職員並みに賃金を支払いたいと考えており、これまで何度も市へ要望してきたが、市は予算をあげてくれなかった。</p> <p>令和7年3月の議会定例会の一般質問で花巻市は市のコミュニティ会議の職員の賃金は北上市の地区交流センター職員の賃金と同じであると答弁しているが、花巻市の賃金の時給額は社会保険料額を含み、北上市の賃金の時給額については社会保険料額を含まない金額を社会保険料額を含むものとして比較した答弁内容となっている。このことから、北上市の交流センターの賃金と比較して花巻市のコミュニティ会議職員の一人当たりの賃金は月額約27,000円少ない。岩手県人事委員会では、公務員の給料表を令和5年度1%、令和6年度3%、令和7年度3%上昇させており、職員給が上がり賃金も上がるはずだが、花巻市ではコミュニティ会議職員の人事費を上げてもらえない。</p> <p>市からは、これまで5年間の指定管理期間中に賃金を上げることは難しいと言われる。他の会場での市政懇談会では、市長がコミュニティ会議職員の給料部分について検討するよう指示していると回答したと聞いているが、担当部は検討を進めているのか。この際、人事費を毎年見直せるよう指定管理期間を1年ごとにはどうか。</p> <p>来週に指定管理の選定委員会に参加して説明することの依頼があるが、仕様に記載されている賃金の内容が北上が公表した数字とかけ離れている。花巻市の賞与は、北上市に比べて大分劣っており、その内容で仕様が組まれているのが非常に遺憾である。</p> <p>花巻市のコミュニティ会議職員の賃金と賞与を示した指定管理予算を提示してほしいと考えるがどうか。</p>	<p>担当部において事実確認を行って回答したい。</p> <p>令和5年度までは5年間の指定管理料ということで年度途中の変更は行ってこなかったが、令和6年度においては引き上げを行った。また、北上市との賃金の比較においては、業務内容や対応にも違いがあると思うので、状況を確認したうえで、改めて亀ヶ森地区コミュニティ会議の会長に対し説明させていただきたい。</p> <p>【地域づくり課追記】</p> <p>○令和7年3月議会定例会での若柳良明議員の一般質問に対する市の答弁を検討する段階で、北上市の交流センター推進員の賃金モデルの月額給料について北上市の担当課へ聞き取りを行ったところ、北上市では事業者負担となる厚生年金や健康保険料などの社会保険料を含んだ額であることを確認した。その上で、花巻市のコミュニティ会議事務局職員の賃金の積算額にも事業者負担となる社会保険料を加算して、時給換算した額を算出して比較したところ、北上市とほぼ同額であったことを市議会で答弁したものであり、その内容は正しいものであった。このことを令和8年1月9日に、亀ヶ森コミュニティ会議会長及び事務局長へ説明し、市議会での答弁が正しいものであったことをご理解をいただいた。</p> <p>○コミュニティ会議職員の賃金の積算額について、令和6年度は物価高騰や人件費の上昇といった社会情勢を踏まえ、コミュニティ会議職員一人当たりの給料額に2,200円を上乗せし、月額16万2,300円に増額することを含めた指定管理料の見直しを実施した。</p> <p>また、令和7年12月から適用される岩手県の最低賃金は、時給額で1,031円となっているのに対し、令和7年度分の指定管理料に基づく給料額は、時給換算で997円となっており、指定管理料の時給額が最低賃金より34円少なくなっていたことから、最低賃金が適用開始される令和7年12月から、令和7年度中(令和8年3月まで)の4か月分を増額する補正予算として、令和7年12月議会定例会で可決いただき、指定管理料を増額して支出したところである。</p> <p>今後とも、最低賃金の改定や社会経済情勢の変化による給与見直しに対応していく必要があると認識しており、状況の変化があった場合には、5年間の指定管理期間にとらわれず、業務内容の検証を行った上で、指定管理料について必要に応じて見直しを行うこととしている。このことについても令和8年1月9日に、改めて亀ヶ森コミュニティ会議会長及び事務局長へ説明した。</p>
53	R7.10.31	市政懇談会	亀ヶ森	地域振興部	地域づくり課	カスタマーハラスメント対策の研修会の紹介について	コミュニティ会議の事務局職員に対し亀ヶ森の住民から不当な言動、いわゆるカスタマーハラスメントがあり困っている。事務局職員のメンタルが心配である。会長は事務局職員を守る責任もあり、喫緊の課題として職員にカスタマーハラスメント防止の研修を受けさせたい。亀ヶ森地区コミュニティ会議が主催するので、自分達に合う研修を紹介してほしい。	<p>研修に関しては人事担当課から、情報を得たうえで相応しい研修があればお示ししたい。</p> <p>【地域づくり課対応】</p> <p>令和8年1月下旬に実施を予定しているコミュニティ会議事務担当者会議の中で、カスタマーハラスメントの研修についての希望や意見を伺い、開催することとしている。</p> <p>なお、カスタマーハラスメントの事例があり困っている場合には、専門家にも相談するなど、対策方法について大迫総合支所地域振興課が協力して個別に対応する。このことについて、令和8年1月9日に、亀ヶ森地区コミュニティ会議会長及び事務局へ連絡済みである。</p>